

公告第83号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県庶務システム更新及び運用・保守業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和14年6月30日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 3 に掲げる日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県庶務システムと同等以上の機能を有するWeb方式のシステムを構築又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店、営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (6) ISO9001の認証を受けている者であること。
- (7) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。

イ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMS（ISO／IEC27001（JIS Q 27001））の認証を受けていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)、(6)及び(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年5月16日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電話024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月16日(金)午後5時15分必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年4月25日(金)から同年5月16日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年4月29日、同年5月5日及び同月6日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 40 枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 10 時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎 4 階ミーティングルーム（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Replacement, operation and maintenance of the Fukushima Prefectural Administrative System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 6 June 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 June 2025
- (4) Contact point for the notice: Employee Management Division, Human Resources Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7972

(職 員 業 務 課)